

カナダ産さくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和57年5月20日付け57農蚕第3035号）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表2</u>の付表第20のカナダ産のランバート種さくらんぼ生果実に係る植物検疫の実施については、昭和57年5月20日農林水産省告示第781号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>	<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表1</u>の付表第20のカナダ産のランバート種さくらんぼ生果実に係る植物検疫の実施については、昭和57年5月20日農林水産省告示第781号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>